

小海町議会基本条例（案）

小海町民（以下「町民」という。）から選挙で選ばれた議員により構成される小海町議会（以下「議会」という。）は、二元代表制の一方の担い手として、その責務を自覚し、町民の多様化する意見を的確に受け止め、それを町政に反映させ、小海町長（以下「町長」という。）と共に将来にわたって、町民の福祉の向上と地域活性化を図り、持続可能な豊かな町づくりの進展のために活動する。

地方分権時代にあたり住民自治の充実が期待される中で、議会の持つ機能を駆使して、町長及び執行機関に対する監視機能、町民への情報公開、住民の議会への参加、政策立案及び政策提言の向上、議員同士の活発な議論を推進し、町民の負託に応えるために本条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、地方分権社会にあつて住民自治の充実の必要性が期待される中で、町民に身近な議会、議員活動の活性化と充実を図り、町民福祉の向上と持続可能な豊かな町づくりに貢献することを目的とする。

第2章 議会と議員の活動原則

（議会の活動原則）

第2条 議会は、次に掲げる原則に基づいて活動しなければならない。

- (1) 公正性及び透明性を確保し、町民に開かれた議会を目指すこと。
- (2) 政策提言を通して町民の意思を町政に反映させること。
- (3) 議会活動を通じ、町政へ町民参加を推進すること。
- (4) 町長その他の執行機関の事務について監視機能を果たすこと。
- (5) 町民の信頼性を高めるため、常に議会改革を行うこと。

（議員の活動原則）

第3条 議員は、次に掲げる原則により活動しなければならない。

- (1) 議会は言論の場であること及び合議制であることを十分認識し、議員相互の自由な討論を推進すること。
- (2) 町政の課題全般について町民の意見を的確に把握すること。
- (3) 常に日常生活を通じて自己研さんに努め、町民の代表にふさわしい行動を行うこと。

第3章 議会運営

（議会運営の原則）

第4条 議会は、条例、規則及び規程等を遵守し、町民に開かれた、分かりやすい議会運営

に努める。

2 議会は、議案の審議又は審査を行うほか、独自の政策の立案や提言を行う。

（委員会活動）

第5条 議会は、社会経済情勢等の変化により新たに生じる行政諸課題に迅速に対応するため、委員会の専門性及び特性を生かし、それぞれの設置目的に応じた機能が集約発揮されるよう運営する。

（議会全員協議会）

第6条 議会は、定期的に議会全員協議会を開催し、議員の政策形成と立案能力の向上を図る。

（自由討論による合意形成）

第7条 議長は、議会が議員による討議の場であることを十分に認識し、議員相互間の自由討議を中心とした運営に努める。

2 議会は、本会議及び委員会において議案審議等の結論を出す場合は、議員相互間の自由討議により議論を尽くして合意形成に努める。

3 議員は、自由闊達な討論を経て、政策、条例、意見等の議案を積極的に提出するよう努める。

第4章 町民との関係

（会議公開）

第8条 議会は、町民に対して議会活動に関する情報を発信し、説明責任を十分に果たさなければならない。

2 議会は、議案に対する各議員の態度を議会広報等で公表し、議員の活動に対して町民等の評価が的確になされるよう情報の提供に努めるものとする。

3 議会は、本会議のほか、委員会及び全員協議会を原則として公開するものとする。

4 議会は、各定例会における録画配信を、小海町議会録画配信に関する規程に基づき配信するものとする。

5 議会は、全議員による議会報告会を行うものとする。

（町民等の参加）

第9条 議会は、町民等の積極的な参加を推進しなければならない。

2 議会は、町民等との意見交換の場を数多く設けて、政策立案能力の強化、政策提案の拡大を図るものとする。

3 議会は、本会議及び委員会の運営にあたり、参考人制度等を十分に活用して、町民等の専門的又は政策的識見等を議会の討議に反映させるものとする。

4 議会は、請願書又は陳情書を提出した者が、当該請願又は陳情に関する委員会の審査の際に、意見を述べることを希望する場合には、これを認めるものとする。

第5章 行政と議会の関係

(町長等と議会及び議員の関係)

第10条 本会議における議員の一般質問及び議案質疑は、論点を明確にするため、一問一答の方式で行う。

第11条 議長から本会議及び委員会への出席を要請された町長等は、議長又は委員長の許可を得て、議員の質問に対して論点の整理や深化に関する反問をすることができる。

(議会審議における説明及び資料請求)

第12条 議会は、町長が議案を提案するときは、議会審議における論点を形成し政策の水準を高めるため、次に掲げる事項について説明及び資料を町長に求めることができる。

- (1) 政策の必要性及び発生源
- (2) 提案に至るまでの経緯
- (3) 財源措置
- (4) 将来にわたる社会的及び経済的収支見通し
- (5) 町の中長期総合計画との整合性
- (6) 想定される事業成果
- (7) 前各号に掲げるもののほか、議会が必要と認める事項

2 議会は、前項の政策等の提案を審議するにあたり、政策等の適否を判断する観点から立案、決定及び執行における論点並びに争点を明確にし、執行後を想定した審議を行う。

(議会等からの説明要求)

第13条 町長等は、議会又は議員から、町長等が執行する事務に関する資料の提出又は説明の要求があったときは、誠実に対応するものとする。

(議決事項)

第14条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第96条第2項の規定に基づき、町は条例で地域の実情に応じた重要事項を議会の議決すべき事項として定めることができる。

(財政上の措置等)

第15条 町長は、小海町議会基本条例の目的を達成するため、必要な財政上の措置その他の措置を講じるよう努めるものとする。

(評価の実施)

第16条 議会は、決算審査において町長等が執行した政策等（計画、政策、施策、事務事業等をいう。）の評価結果を町長等に示すものとする。

(文書質問)

第17条 議員は、主体的・機動的な議員活動に資するため、議長を経由して町長等に対し、文書質問を行うことができる。

2 文書質問についての必要な事項は、発議議員の明示、課題・問題の明示、所要される対処法、対処されることによる成果、その他関連事項とする。

3 議会は、文書質問の通告文及び町長等の回答文を議会だよりや議会ホームページ等により町民に公表する。

4 文書質問の手続、期限その他必要な事項は、議会運営委員会の協議を経て、議長が別に定める。

第6章 議会機能の強化

（調査・研究及び政策提言）

第18条 議会は、政策形成能力を高めるため、調査研究を積極的に行う。

2 議会は、調査活動を充実させ、その成果を政策提言に結び付けるものとする。

3 議会は、議会として主体的に政策形成機能に関与する体制を整えるものとする。

（議員研修の実施）

第19条 議会は、議員の能力向上を図るため、研修機会を確保する。

2 議員は、計画的に研修を受講し、事務局は資料提供を行うものとする。

3 議会及び議員は、研修を通じて、議員の資質向上と議会力の強化を図るものとする。

（議会の見える化及び広報広聴活動）

第20条 議会は、町民に開かれた議会を実現するため、議会の見える化を推進する。

2 議会は、町民との懇談会及び広報活動を充実させ、議決理由を発信するものとする。

3 議会は、町民との双方向の関係を強化し、議会への理解と参加を促すものとする。

（情報通信技術の活用）

第21条 議会は、議会運営の効率化を図るため、情報通信技術（以下「ICT」という。）を活用する。

2 議会は、ペーパーレス化と情報共有の高度化を推進する。

3 議会は、ICT活用により、現代的で効率的な議会運営を実現するものとする。

（交流及び連携の推進）

第22条 議会は、他の自治体の議会と政策及び議会運営等について意見交換をするため、積極的に交流し、連携を図る。

（議会事務局）

第23条 議会は、議事運営の円滑化並びに議会及び議員の政策形成及び立案機能を高めるため、議会事務局の調査及び政策法務の機能を積極的に強化する。

第7章 議員の定数及び議員報酬

（議員定数）

第24条 議員定数は、別に条例で定める。

2 議員定数の改正にあたっては、町政の現状と課題及び将来の予測と展望等を十分に勘案するものとする。

3 議員定数の条例改正案は、改正理由の説明を付して議員が提案するものとする。ただ

し、町民による直接請求に基づく場合はこの限りでない。

(議員報酬)

第 25 条 議員報酬は、社会経済情勢及び町の財政状況などを十分に考慮するものとする。

2 議員報酬を改正するにあたっては、町長が審議会等の答申を得て提案する場合のほか、委員会又は議員が改正を提案するときには、明確な改正理由を付して提案するものとする。

3 議員報酬に関して必要な事項は、別に条例で定める。

第 8 章 最高規範と見直し手続

(最高規範性)

第 26 条 この条例は、議会における最高規範であって、議会は、この条例の趣旨に反する議会の条例及び規則等を制定してはならない。

(議会及び議員の責務)

第 27 条 議会及び議員は、この条例に定める理念及び原則並びにこれらに基づいて制定される条例、規則及び規程等を遵守して議会を運営し、もって町民を代表する合議制の機関として、町民に対する責務を果たさなければならない。

2 議会は、議員にこの条例の理念を浸透させるため、一般選挙を経た任期開始後速やかに、この条例の研修を行わなければならない。

(検証及び見直し手続)

第 28 条 議会は、前条第 2 項の研修の後、議会運営委員会において、この条例の目的が達成されているか検証するものとする。

2 議会は、この条例を改正する必要がある場合には、改正案を議会運営委員会において検討後、本会議に諮らなければならない。

3 改正内容については、その理由と背景などを町民に開示しなければならない。

第 9 章 補則

(委任)

第 29 条 この条例の施行に関し必要な事項は、議会運営委員会の協議を経て、議長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。